破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第６６４号
相模原市南区磯部1236番地の11
債務者　株式会社東北工業
代表者代表取締役　平　　功
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　哲
4　破産債権の届出期間　平成24年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午後３時
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８２７号
川崎市川崎区日進町１番地サンスクエア川崎３―1304
債務者　株式会社コーキ
代表者代表取締役　湯山　公和
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　正男
4　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午前10時15分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
三重県名張市桜ケ丘3088番地
債務者　有限会社山荘
代表者代表取締役　森脇　淳徳
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月７日午後１時30分
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第７５１号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰5016番地１
債務者　株式会社古民家工房
代表者代表取締役　高岡　達英
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　裕介
4　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午後１時30分
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４６４号
愛知県一宮市開明字大橋北９番地の１
債務者　向陽染工有限会社
代表者代表取締役　吉田　幸光
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健一
4　破産債権の届出期間　平成24年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前10時
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１１０３号
北九州市八幡西区黒崎２丁目５番17号
債務者　株式会社大生エンタープライズ
代表者代表取締役　吉澤　雄一
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山喜多浩朗
4　破産債権の届出期間　平成24年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後１時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１０４号
北九州市八幡西区黒崎２丁目５番17号
債務者　エフ・アール・ティーレジャー産業株式会社
代表者代表取締役　吉澤　雄一
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山喜多浩朗
4　破産債権の届出期間　平成24年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後１時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６８号
愛媛県今治市南宝来町２丁目７番地27
債務者　株式会社ナノ
特別代理人　文田　耕三
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森岡　宗平
4　破産債権の届出期間　平成24年２月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月26日午後４時
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１２０号
宮城県柴田郡大河原町字西桜町10番地の５
債務者　株式会社庄司電装
代表者代表取締役　庄司　一郎
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　修
4　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午前10時30分
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第４号
山口県下関市筋ケ浜町12番９号
債務者　株式会社有川組
代表者代表取締役　有川　　襄
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　俊紀
4　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後１時30分
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第５号
山口県下関市筋ケ浜町12番９号
債務者　合資会社有川商事
代表者代表社員　有川　　襄
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　善朗
4　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後１時40分
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第６３３号
相模原市中央区相生２丁目12番５号
債務者　株式会社柊樹外装
代表者代表取締役　佐藤　健二
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午後３時20分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６４２号
相模原市中央区田名7361番地23
債務者　コスモ工業株式会社
代表者代表取締役　宮田　　進
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木敏尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午後３時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３６２号
兵庫県明石市魚住町清水139―３　東ビル３―B、商業登記簿上の本店所在地兵庫県明石市藤江977番地
債務者　有限会社マテリアルサクセション
代表者清算人　山本　淳嗣
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　健宗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午前11時
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
兵庫県豊岡市城崎町湯島219番地
債務者　株式会社丹波屋旅館
代表者代表取締役　中村　文明
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午後４時30分
神戸地方裁判所豊岡支部破産係